

新たに創業する 皆さまを応援します！



令和7年度

新規創業支援事業のご案内

概要

越前市内で新たに創業を行う際の初期費用を支援します。

対象者	以下①～⑤の要件を全て満たす者 ① 令和6年10月1日以降に、越前市内で創業した者 ② 事業を行うために必要な許認可、届出または免許を取得していること ③ 商工会議所・商工会等の支援機関の指導を受けて事業実施計画書（交付申請書内）を作成すること ④ 経営安定のため、支援機関による経営指導を継続して受けること ⑤ 武生商工会議所に入会していること。または、交付申請と同時に武生商工会議所に入会すること。
対象事業	創業に関する事業（※）
補助限度額	20万円
補助率	2／3以内
募集期間	随時受付（令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）） ※予算がなくなり次第、受付を終了します。

※公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる事業は除く。

■ 対象経費、応募方法などは裏面をご覧ください。



■ 対象経費

- ①創業前6ヶ月以降に支出した以下の経費
- ②令和7年4月1日以降に支出した以下の経費
- ③事業実施に必要なと商工団体が認める以下の経費

経費区分	内 容
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費（ただし、価格が税抜50万円以上のものを除く。）、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費（ただし、価格が税抜50万円以上のものを除く。）、その他必要と認められる経費
商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が税抜50万円以上のものを除く。）、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費

■ 応募方法

【募集期間】 令和7年4月1日（火）～ 令和8年2月27日（金） 17時必着

【提出先】 〒915-8522

福井県越前市塚町101

武生商工会議所 中小企業相談所 宛

【提出までの流れ】

①申請書の作成

武生商工会議所のHPから応募様式をダウンロードして作成してください。

事業計画は、必ず地域の支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、士業など）の指導を受けて作成してください。

②添付書類の準備

（個人事業主の場合）開業届の写し、申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の滞納がない旨の証明書

（法人の場合）履歴事項全部証明書の写し、法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書

（共通）補助を受けたい経費の支払が行われたことを証する書類を添付してください。

③提出

【お問合せ先】

■武生商工会議所 中小企業相談所

TEL : 0778-23-2020 FAX : 0778-23-4234 E-Mail : soudan@takefucci.net

URL : <https://takefucci.net/>

■福井県産業労働部創業・経営課

TEL : 0776-20-0537 FAX : 0776-20-0678

E-Mail : sougyoukeiei@pref.fukui.lg.jp